

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## がん診療連携拠点病院等の整備について (人員配置基準と実績要件)

作成 : 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4310号 山岸義彦  
: 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料 : 2022年8月1日 健発0801第16号厚生労働省健康局長「がん診療連携拠点病院等の整備について」  
: 2022年11月4日 第17回 第8次医療計画等に関する検討会「5疾病について(その2)」  
: 2022年12月22日 第9回小児がん拠点病院の指定に関する検討会  
: 2023年1月19日 第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会  
: 2023年2月13日 第4回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会

資料No. 20230620-2044(2)

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

**がん診療連携拠点病院等**とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう指定された病院で、**全国で456か所指定されています。**

**小児がん拠点病院等**とは、**小児・AYA世代**（15歳から39歳）の患者についても、全人的な質の高いがん医療及び支援を受けることができるよう、**全国で17か所の病院が指定されています**

**がんゲノム医療中核拠点病院等**とは**ゲノム医療**を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、**全国に248か所の病院が指定されています。**

これらの医療機関においては、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を行っています。

## 成人向け

### がん診療連携拠点病院等

国立がん研究センター（2か所）

都道府県がん診療連携拠点病院（51か所）

地域がん診療連携拠点病院（357か所）

特定領域がん診療連携拠点病院（1か所）

地域がん診療病院（47か所）

（令和5年4月1日現在）



## 小児向け

### 小児がん拠点病院等

小児がん中央機関（2か所）

小児がん拠点病院（15か所）

（令和5年4月1日現在）



## がんゲノム

### がんゲノム医療中核拠点病院等

がんゲノム医療中核拠点病院（13か所）

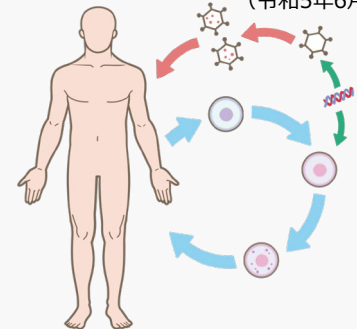
（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療拠点病院（32か所）

（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療連携病院（203か所）

（令和5年6月1日現在）



【参考資料】

厚生労働省ホームページ がん診療連携拠点病院等（令和5年6月15日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/gan/gan\\_byoin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin.html)

第4期がん対策基本計画では、がん診療連携拠点病院の整備指針について「都道府県協議会の機能強化」「更なるがん医療提供体制の充実」「それぞれの特性に応じた診療提供体制」「指定に関する課題の整理」の4つの視点に分類され、見直しが検討されました。

## 都道府県協議会の機能強化

- 希少がんや特殊な治療法についての役割分担
- 感染症のまん延や災害等におけるBCPに関する議論
- 都道府県内の診療機能および実績の収集・分析・評価・広報
- 診療従事者の育成および適正配置に向けた調整

## 更なるがん医療提供体制の充実

- がんリハビリテーションの体制整備
- 全ての診療従事者の緩和ケアへの対応能力の向上
- がん相談支援センターの周知に向けた取組

## それぞれの特性に応じた診療提供体制

- 希少がん・難治がんに対する対応
- 小児・AYA世代のがん患者に対する対応
- 妊孕性温存療法のための体制整備
- 高齢者のがん患者に対する対応

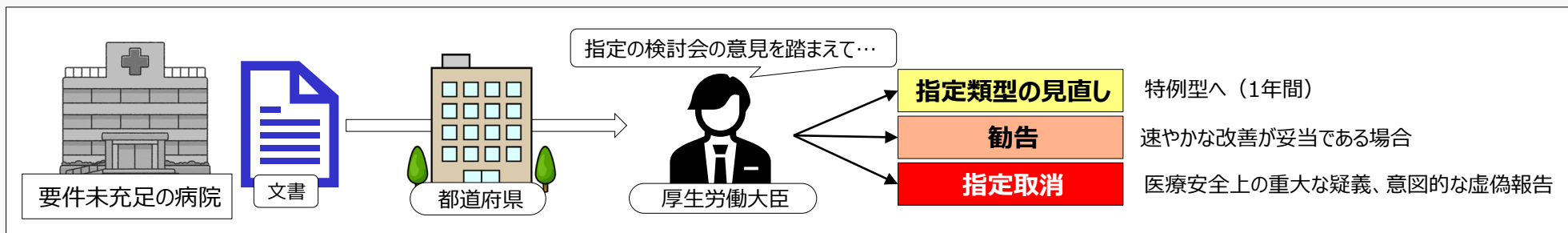
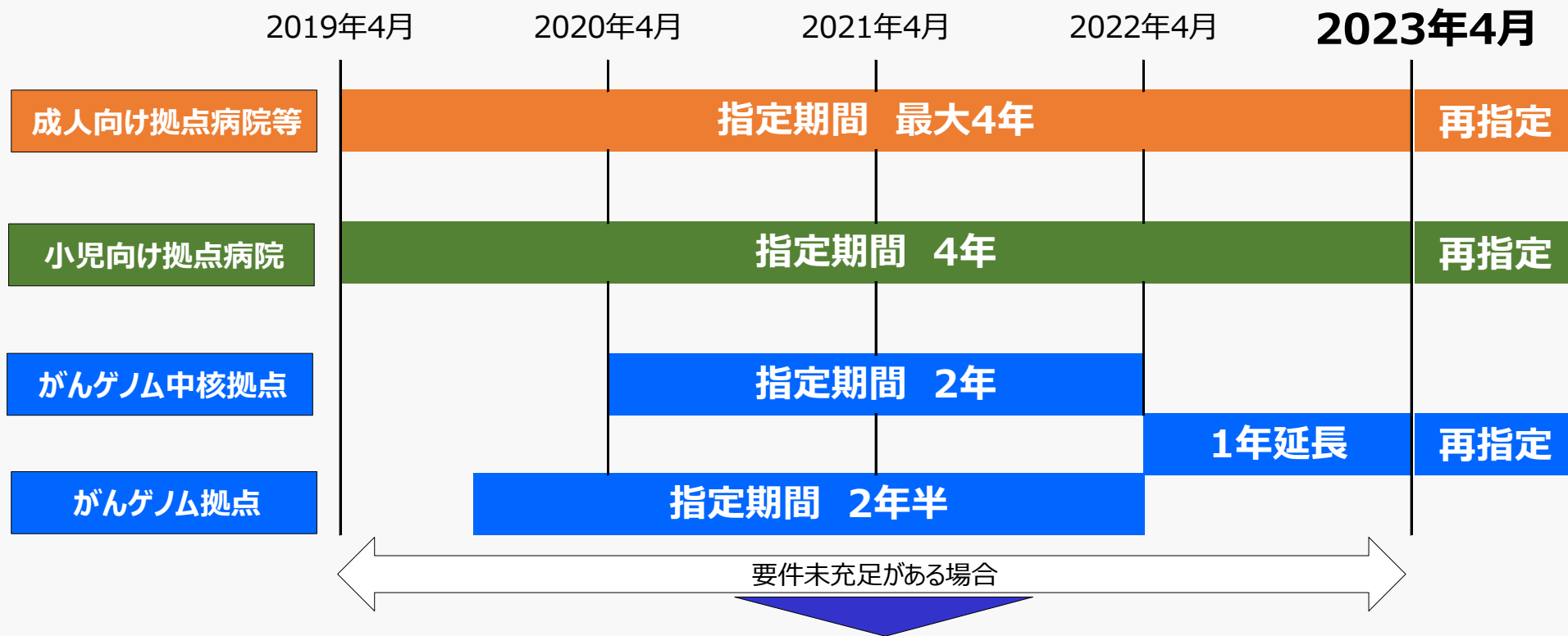
## 指定に関する課題の整理

- 地域がん診療連携拠点病院（高度型）の廃止
- 医師数が300人以下医療圏における緩和要件の原則廃止
- 要件未充足の際の指定類型見直しについての整理

【参考資料】 2022年11月4日 第8次医療計画等に関する研究会資料 1 をもとに日医工（株）が作成

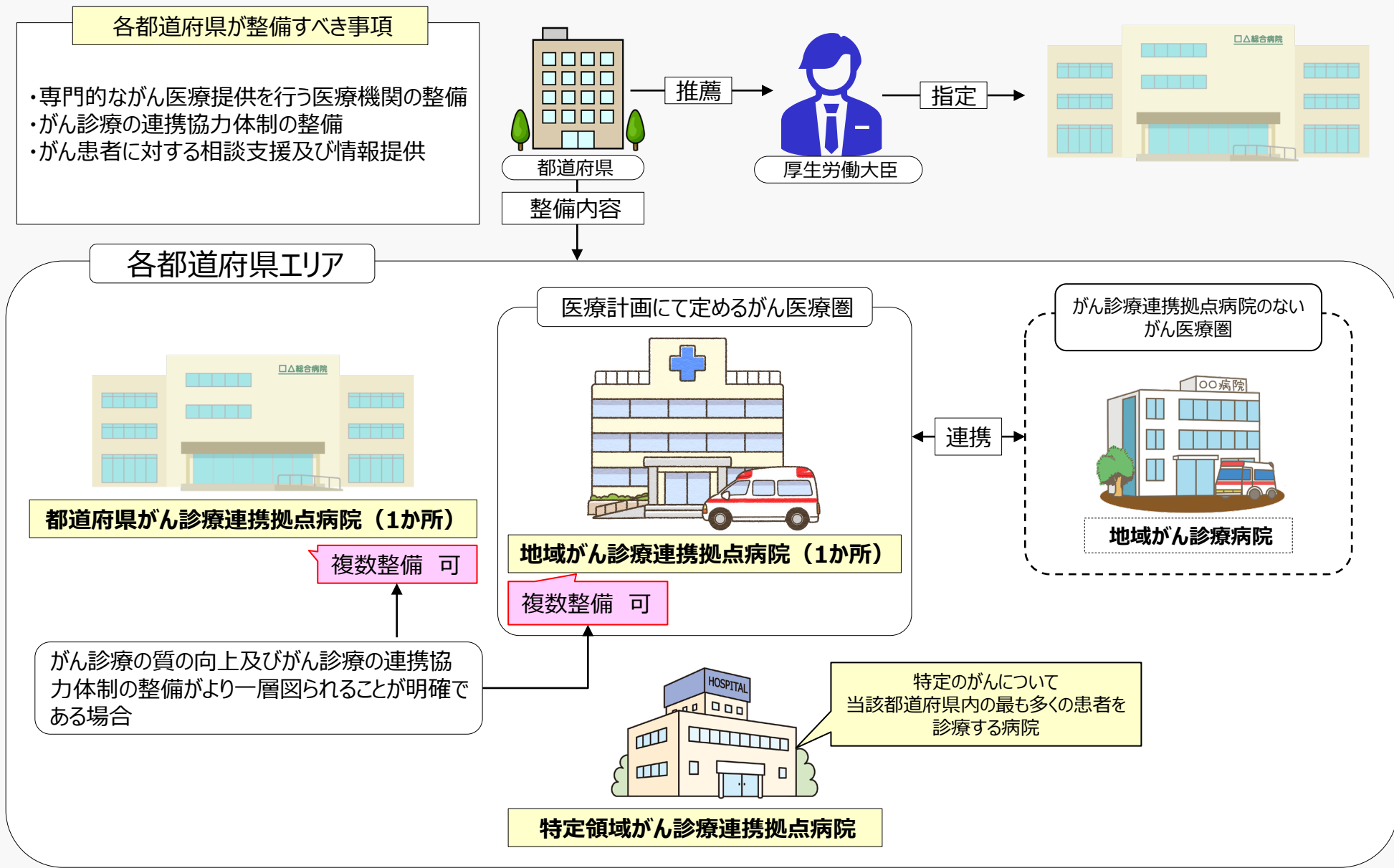
本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 各拠点病院の指定期間は最大4年とされており、2023年3月末が満期となり、2023年4月より新たな指定期間が始まります。
- もし、新たな指定期間中に要件の未充足がある場合は、文書にて都道府県を通して厚生労働大臣に報告しなければなりません。
- 厚生労働大臣は、指定検討会の意見を踏まえて、類型の見直し、勧告、取消のいずれかの決定をします。



【参考資料】 令和3年10月27日 第13回がん診療提供体制のあり方に関する検討会 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 「がん診療提供体制について」より

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



## 都道府県 がん診療連携協議会



都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発言を行う

各がん診療連携拠点病院の主な整備指針を記載しています。

## 都道府県がん診療連携拠点病院



- 都道府県における中心的な役割
  - ・がん医療の質の向上
  - ・がん診療連携協力体制の構築
  - ・PDCAサイクルの確保

## 特定領域がん診療連携拠点病院



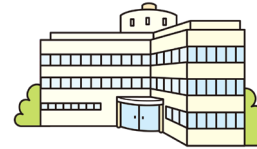
- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関

## 地域がん診療連携拠点病院



- **がん医療圏に1カ所整備**
  - ・専門的ながん医療の提供
  - ・がん診療の連携協力体制の整備
  - ・がん患者に対する相談支援及び情報提供
- **満たすべき要件**
  - ・診療体制
  - ・診療従事者
  - ・診療実績
  - ・研修の提供
  - ・情報の収集提供体制等

## 国立がん研究センター



- 我が国のがん対策の中核的機関として、我が国全体のがん医療を牽引する役割を担う
- **要件**
  - ・医師やその他の診療従事者の育成
  - ・がん診療等に関する情報の収集、分析等
  - ・都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催

## 地域がん診療病院



- 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に1カ所整備する

## 指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

### 特例型



- 地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院のそれぞれの類型において、**指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す**

地域がん診療病院も該当する基準

都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院も同様

吹き出し表記は平成30年の通知から令和4年8月の通知で変更された内容

## 手術療法

### 医師

常勤

1名以上



## 放射線診断・治療

### 診断医師

常勤

専任

1名以上



### 治療医師

常勤

専従

1名以上

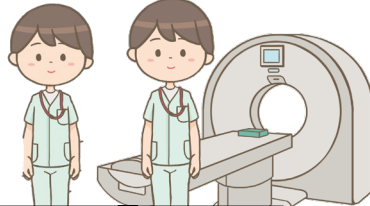


専従1名が  
削除

### 放射線技師

常勤

2名以上の  
配置が望ましい



専門資格を有する者

追加

### 放射線治療技術者

専任から変更

常勤

専従

追加

専門的な知識及び技能を有する

1名以上

医学物理学に関する専門資格を有する者が望ましい



### 看護師

専任から変更

常勤

専従

1名以上



放射線治療に関する専門資格を有する者が望ましい

追加

## 薬物療法

「望ましい」=次期改定で必須を念頭に置いています

### 医師

常勤

専従

1名以上



### 薬剤師

常勤

専任

1名以上



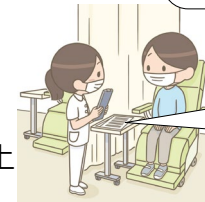
がん薬物療法に関する専門資格を有する者が望ましい

### 看護師

常勤

専従

1名以上



### 外来化学療法室

がん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい

都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院も同様

吹き出し表記は平成30年の通知から  
令和4年8月の通知で変更された内容

地域がん診療病院も該当する基準

「望ましい」=次期改定で必須を念頭に置いています

## 細胞診断

専任  
1名以上

専門的な知識および技能  
を有するもの

別枠として追加



細胞診断に関する専門資格を  
有する者が望ましい

## 病理診断

### 医師

常勤  
専従  
1名以上

専門的な知識及び  
技能を有する

追加



専門的な知識および  
技能を有するもの

専任  
1名以上

専門資格を有する者が望ましい

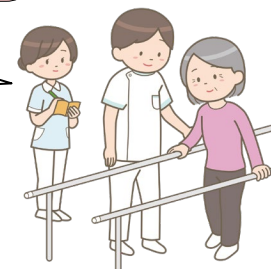


## リハビリテーション

追加

### 医師

リハビリテーションに携わる  
専門的な知識および技能  
を有する1名以上配置す  
ることが望ましい



がんリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士



配置することが望ましい

追加



地域がん診療病院も該当する基準

都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院も同様

吹き出し表記は平成30年の通知から令和4年8月の通知で変更された内容

「望ましい」= 次期改定で必須を念頭に置いています

## 緩和ケアチーム

### 身体症状の緩和 医師

常勤

1名以上

専任

専従が望ましい



緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい

### 看護師

常勤

専従

- ・1名以上
- ・要資格



がん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者

### 薬剤師

1名以上



緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有するもの

追加

### 精神症状の緩和 医師

常勤

1名以上

専任が望ましい



### 相談支援員

- ・社会福祉士等
- ・1名以上

「望ましい」が削除

・専門的な知識及び技能を有するもの

追加

他部署との兼任可

追加



### 公認心理士等

・1人以上

緩和ケアチームに協力する、医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者



別枠として追加

当該医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認められません。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて、指定の検討会において個別に判断することとなっています。

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

## 【診療実績】

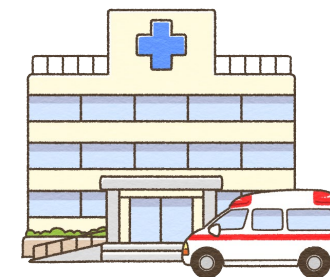
① 9割以上 ② 18%以上

下記①または②を概ね満たすこと。

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を指定する場合は①をすべて満たすこと

①以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- 院内がん登録数500件以上/年
- 悪性腫瘍の手術件数400件以上/年
- がんに係る薬物療法のべ患者数1000人以上/年
- 放射線治療のべ患者数200人以上/年
- 緩和ケアチームの新規介入患者数50人以上/年



②相対的な評価

- 当該、がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

# 【参考】 地域がん診療連携拠点病院に求められる 人員配置基準

## 【相談支援センター】

注：青文字アンダーラインは前回より追加又は変更された箇所

- 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修（1）～（3）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。
- 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること等。

## 【その他の環境整備等】

- 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。
- 冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。
- がん治療に伴う外見の変化について、情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。
- がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローの使用、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。

# 【参考】地域がん診療連携拠点病院と地域がん診療病院 実績と人員配置基準

	地域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院
診療実績	<p>下記①または②を概ね満たすこと。ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと</p> <p>①以下の項目をそれぞれ満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>院内がん登録数500件以上/年</li> <li>悪性腫瘍の手術件数400件以上/年</li> <li>がんに係る薬物療法のべ患者数1000人以上/年</li> <li>放射線治療のべ患者数200人以上/年</li> <li>緩和ケアチームの新規介入患者数50人以上/年</li> </ul> <p>②相対的な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること</li> </ul>	当該がん医療圏のがん患者を一定程度診療していること
手術療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> </ul>	
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の放射線診断に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>専従の放射線治療に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を2人以上配置が望ましい</li> <li>機器の精度管理、照射計画等に携わる常勤かつ専従の技術者等を1人以上配置</li> <li>放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる常勤の看護師を1人以上配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(実施する場合) 専従の放射線治療に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を2人以上配置</li> <li>放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる常勤の看護師を1人以上配置が望ましい</li> </ul>
薬物療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>専従の薬物療法に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>専任の薬物療法に携わる常勤の薬剤師を1人以上配置</li> <li>外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる常勤の看護師を1人以上配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の薬物療法に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>専任の薬物療法に携わる常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましい</li> <li>外来化学療法室に、専任（がん看護又はがん薬物療法）の常勤の看護師を1人以上配置（専従であることが望ましい）</li> </ul>
病理診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>専従の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置</li> <li>専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置することが望ましい</li> </ul>
細胞診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置</li> </ul>

# 【参考】 地域がん診療連携拠点病院と地域がん診療病院 実績と人員配置基準

	地域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい</li> </ul>	
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師を1人以上配置（専従であることが望ましい）</li> <li>精神症状の緩和に携わる常勤の医師を1人以上配置（専任であることが望ましい）</li> <li>専従の緩和ケアに携わる常勤の看護師を1人以上配置（専門資格を有する者であること）。</li> <li>緩和ケアに携わる薬剤師及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい（相談支援に携わる者は社会福祉士等が望ましい）</li> <li>公認心理師等の医療心理に携わる者を1人以上配置することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師を1人以上配置（専従であることが望ましい）</li> <li>精神症状の緩和に携わる医師を1人以上配置（専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい）</li> <li>専従の緩和ケアに携わる常勤の看護師を1人以上配置</li> <li>緩和ケアチームに協力する薬剤師、社会福祉士等の相談支援に携わる者、公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい</li> </ul>

# 【参考】地域がん診療連携拠点病院と地域がん診療病院 実績と人員配置基準

	地域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院
がん相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置（うち1名は、社会福祉士であることが望ましい）</li> <li>② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること</li> <li>③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること 相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと</li> <li>④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること ア～オ 略</li> <li>⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。 また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること</li> <li>⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること</li> <li>⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅳの2の（4）に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること</li> <li>⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記の①②は必須</li> <li>③～⑧は連携病院との役割分担で行う</li> </ul>
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けた専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 院内がん登録の実施に係る指針に即して院内がん登録を実施すること</li> </ul>
その他の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。</li> <li>• 冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること</li> <li>• がん治療に伴う外見の変化について、情報提供・相談に応じられる体制を整備していること</li> <li>• がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローの使用、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、Ⅱの2の（3）に定める要件（左記）を満たすこと</li> </ul>

# 【参考】薬剤師が関連する 地域がん診療連携拠点病院の指定要件

## II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 2 診療体制

#### (1) 診療機能

##### ① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。

ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、**薬剤師**、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス

エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や**薬剤師**等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。

##### ③ 緩和ケアの提供体制

オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに**薬剤師**や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。

#### (2) 診療従事者

##### ② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の**薬剤師**を1人以上配置すること。なお、当該**薬剤師**はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する**薬剤師**及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること。なお、当該**薬剤師**は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。これらは、他部署との兼任を可とする。

# 【参考】薬剤師が関連する 地域、都道府県、特定領域がん診療連携拠点病院等の指定要件

## Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

地域拠点病院の指定要件に加え、他の拠点病院等に対する医師の派遣や人材育成による診療支援に積極的に取り組み、その観点から都道府県協議会にも積極的に参画すること。

## Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

### 1 都道府県における診療機能強化に向けた要件

(1) 当該都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・**薬剤師**・看護師等を対象とした研修を実施すること。

### 3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件

⑧緩和ケアセンターには、緩和ケアチームの構成員に加えて、専門的な知識及び技能を有する医師以外の医療従事者を配置すること

ウ 緩和ケアセンターの業務に協力する**薬剤師**を配置すること。なお、当該**薬剤師**はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該薬剤師はⅡの2の(2)の②の工に規定する薬剤師との兼任を可とする。

緩和ケアチーム

## Ⅴ 特定領域がん診療連携拠点病院の指定要件について

2 Ⅱに規定する地域拠点病院の指定要件を満たすこと。ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたってはⅡの要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を指定の検討会において検討する。



# 【参考】薬剤師が関連する 地域がん診療病院等の指定要件

## VI 地域がん診療病院の指定要件について

### (1) 診療機能

オ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的を開催すること。特に、ivのカンファレンスを定期的を開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。

ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、**薬剤師**、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者などを加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス

カ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や**薬剤師**等、他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。

### ③ 緩和ケア提供体制

オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに**薬剤師**や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。

### (2) 診療従事者

#### ② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

イ 外来化学療法室に、専任の薬物療法に携わるがん看護又はがん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は専従であることが望ましい。また、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の**薬剤師**を1人以上配置することが望ましい。

エ 緩和ケアチームに協力する**薬剤師**、社会福祉士等の相談支援に携わる者、公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

- がん診療連携拠点病院の指定には、すべての要件を充足が必要で指定期限が4年間と設定されています。
- 令和4年8月に交付された整備に関する指針では、医療従事者の配置基準も一部変更されており、厳格化された項目があります。
- 薬剤師の配置が求められている部門には、「薬物療法」と「緩和ケアチーム」があります。
- 指定期間中は、常に条件を満たす必要があり、満たさない場合指定が外される可能性があります。
- 指定要件の一部が未充足の際には、新規指定の場合は見送りされ、更新の場合は、特例型となり指定期間は1年間となります。



# 薬剤師の皆様に見て頂きたい Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** メールマガジンの受信

**会員特典2** 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>